

(案)

神奈川県飲用井戸衛生管理要綱（平成19年10月23日生衛第472号保健福祉部長通知）新旧対照表

新	旧
<p>(汚染が判明した場合の措置)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 生活衛生課は、保健福祉事務所又は関係部局から地下水等の汚染事故の連絡を受けたときは、必要に応じて、環境農政局環境部<u>環境課</u>及び衛生研究所と協議を行い、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>(汚染が判明した場合の措置)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 生活衛生課は、保健福祉事務所又は関係部局から地下水等の汚染事故の連絡を受けたときは、必要に応じて、環境農政局環境部<u>大気水質課</u>及び衛生研究所と協議を行い、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(略)</p>

新		旧	
別 表 飲用井戸自主管理基準		別 表 飲用井戸自主管理基準	
給水開始前 水質検査	○給水開始前に、給水栓における全項目水質検査を行い、 検査結果を1年間保存する。	給水開始前 水質検査	○給水開始前に、給水栓における全項目水質検査を行い、 検査結果を1年間保存する。
塩素消毒	○井戸水の水質検査の結果から判断して、必要に応じて塩素消毒を行う。	塩素消毒	○井戸水の水質検査の結果から判断して、必要に応じて塩素消毒を行う。
清潔の保持	○飲用井戸には、必要に応じて、柵の設置又は施錠等人及び動物が 施設に立ち入って井戸水を汚染するのを防止するための措置を講ずる。 ○飲用井戸の清掃等を行って常に清潔にし、井戸水の汚染防止に努める。	清潔の保持	○飲用井戸には、必要に応じて、柵の設置又は施錠等人及び動物が 施設に立ち入って井戸水を汚染するのを防止するための措置を講ずる。 ○飲用井戸の清掃等を行って常に清潔にし、井戸水の汚染防止に努める。
水質検査	○給水栓における水の色、濁り、臭い、味の異常の有無に関する検査を 隨時行う。 ○給水栓における残留塩素の濃度（0.1mg/L以上）の確認を隨時行う。 ○給水栓における定期水質検査を、毎年1回以上行う。 ○給水栓における水に異常を認めたときは、臨時水質検査を速やかに実施する。	水質検査	○給水栓における水の色、濁り、臭い、味の異常の有無に関する検査を 隨時行う。 ○給水栓における残留塩素の濃度（0.1mg/L以上）の確認を隨時行う。 ○給水栓における定期水質検査を、毎年1回以上行う。 ○給水栓における水に異常を認めたときは、臨時水質検査を速やかに実施する。

※1 「全項目水質検査」とは、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の上欄に掲げる事項（以下「水質基準項目」という。）についての検査をいう。

2 「定期水質検査」とは、水質基準項目のうち一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、pH値、味、臭気、色度及び濁度並びにトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFO-S）及びペルフルオロオクタン酸（PFO-A）その他周辺の水質検査結果から判断して特に必要となる事項についての検査をいう。

3 「臨時水質検査」とは、飲用井戸から給水される水に異常を認めたとき、臨時に行う水質基準項目のうち必要な事項についての検査をいう。

※1 「全項目水質検査」とは、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の上欄に掲げる事項（以下「水質基準項目」という。）についての検査をいう。

2 「定期水質検査」とは、水質基準項目のうち一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、pH値、味、臭気、色度、濁度及びトリクロロエチレン、テトラクロロエチレンその他周辺の水質検査結果から判断して特に必要となる事項についての検査をいう。

3 「臨時水質検査」とは、飲用井戸から給水される水に異常を認めたとき、臨時に行う水質基準項目のうち必要な事項についての検査をいう。